

＊～＊ **那須町予防接種のご案内** ＊～＊

○対象年齢・受け方（0歳～7歳6か月未満）

【令和6年度版】

予防接種		対象年齢	受け方
口 タ ( 経 口 )	口タ1価	生後6週0日～ 24週0日	27日以上の間隔で2回接種 (標準的には、初回接種は生後14週6日までに行う)
	口タ5価	生後6週0日～ 32週0日	27日以上の間隔で3回接種 (標準的には、初回接種は生後14週6日までに行う)
小児用肺炎球菌 (PCV15)		2か月～ 5歳に至るまで	○初回接種開始時に2か月～7か月に至るまで 初回接種：生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔で3回接種 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔を置いて、生後12月に至った日以降において、1回接種 ※ 接種開始時期で接種回数変更あり
B型肝炎		2か月～1歳未満	27日以上の間隔で2回、1回目から139日以上あけて1回計3回接種(標準的には生後2か月～9か月未満に接種)
5種混合第1期 (DPT-IPV-Hib)		2か月～7歳6か 月に至るまで	第1期初回：20日以上の間隔を置いて3回接種 第1期追加：初回接種終了後6か月以上間隔をあけて1回接種
BCG		12か月に至るまで	1回接種 (標準的には5～8か月未満に接種)
MR第1期・第2期 M：麻しん R：風しん		1期：1歳児 2期：年長児相当	第1期1回、第2期1回の計2回接種。 麻しん・風しんのどちらにもかかったことが無い方、及びかかったかどうか不明な方はMRワクチンを接種。
水痘		1歳～3歳に至るまで	3か月以上の間隔を置いて2回接種
おたふくかぜ (任意接種)		1回目：1歳児 2回目：年長児相当	MRと同時期に接種することが望ましい
子どもインフルエンザ (任意接種)		1歳～中学3年生	1歳～小学生：2～4週間の間隔を置いて2回接種 中学生：1回接種 流行前の10月～12月の接種が望ましい
日本脳炎第1期		6か月～7歳6か 月に至るまで	第1期初回：6日以上の間隔を置いて2回接種 第1期追加：初回接種終了後6か月以上あけて1回接種 (標準的には初回は3歳～4歳未満、追加は4歳～5歳未満に接種)

○那須町予防接種助成金額(1回あたり)

※任意接種(自己負担有)

ワクチン	助成金額	ワクチン	助成金額	ワクチン	助成金額
1価口タ	14,630円	BCG	11,561円	HPV感染症(2価)	16,720円
5価口タ	9,680円	MR	11,000円	HPV感染症(4価)	16,720円
B型肝炎	7,520円	水痘	8,470円	HPV感染症(9価)	29,480円
小児用肺炎球菌	12,320円	日本脳炎	7,370円	おたふくかぜ(任意)	2,650円
5種混合	調整中	第2期(DT)	5,830円	インフルエンザ(任意)	2,200円

○持参品：健康保険証・母子健康手帳・予診票・任意接種の自己負担金

(任意接種の助成金額は接種費用の約半額です。自己負担金がいくらになるかは医療機関に確認してください)

- 大田原市、那須塩原市、那須町の3市町にある医療機関は、ほとんどが契約医療機関となっています。那須町契約医療機関で定期予防接種される場合は窓口支払いなしで接種できます。任意予防接種（おたふくかぜ・子どもインフルエンザ）については、町の助成金額を引いた額を医療機関にお支払い願います。
- 那須町契約医療機関以外で接種される場合は、手続きが必要です。詳細は別紙をご覧ください。
- 接種前に必ず町から配られた「**予防接種と子どもの健康**」をよく読んでから接種しましょう！また、任意予防接種については、おたすけファイルにある各予防接種の説明をよく読んでから接種しましょう！
- 予防接種による救済制度について  
定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を受けることができます。但し、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等各分野の専門家からなる審査会にて審査し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 平成25年4月1日より県内相互乗り入れ事業により、栃木県医師会に加入する医療機関で、かつ加入する医療機関での定期予防接種につきましては、窓口支払いなしでの接種が可能になりました。栃木県相互乗り入れ事業に加入する医療機関で定期予防接種を希望する方は、保健センターまでお問い合わせください（相互乗り入れ事業県内統一の共通用紙・予診票使用可能）。なお、栃木県相互乗り入れ事業に加入する医療機関については栃木県医師会ホームページで確認できます。
- 長期療養疾病の特例措置が公布され、長期療養疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、回復時より2年間（疾病によっては上限年齢を設定あり）に限り、定期の予防接種として接種が受けられることになりました。詳細については、保健センターまでお問い合わせください。

※ 予防接種を受ける場合は、実施医療機関に予約をしてから受けてください。



予防接種に関する問い合わせ先 保健センター ☎0287-72-5858